

民法7 親族・相続〔第4版〕

高橋朋子 = 床谷文雄 = 棚村政行
2014年10月刊/468頁/本体2400円+税
四六判・並製



編集担当者から 2013年秋から冬にかけ、最高裁は嫡出でない子に対する相続分差別規定を違憲とする決定を下し、続いて男性への性別変更を行った人が結婚し、非配偶者間の人工授精(AID)によって儲けた子を嫡出子と認める決定を下しました。また、結婚(離婚)も国際的になり、国境を越えた子の奪い合いに対応するための条約が承認され、国内法が整備されました。このように家族(法)をとりまく状況は変化を続けています。それらの動きを取り入れ、本書も新しくなりました。本書の特色を簡単にご紹介します。抽象的な叙述だけではわかりにくい、ということでケースを使って解説を展開しています。また、Column、WEBなど、視野を広げたり深めたりするためのコーナーも用意しています。今回の改訂に際しても著者の先生方には、新しく織り込む事柄の検討や原稿の内容調整の場をお持ちいただき、活発な議論をしていただきました。このコンパクトな教科書のバックには、実は専門的な研究レベルの議論が存在しているのです。(I・F)

Point!

P 勉強しやすいように、民法典に沿った順で解説。図表や、家族の実態がわかるようなデータも掲載。2色刷。

第8章 相続人と相続分

被相続人の財産上の権利義務の承継のルールを定める相続法の最も中核的な部分は、そうした権利義務を誰に、どのような割合で承継させるかという点にある。そこで、本章では、現行相続法の定める相続人の範囲と順位、承継される割合の定め方、相続の欠格・廃除、相続回復請求権についてみてみることにする。

1 相続人の範囲と順位

相続人の範囲

死んだ人(被相続人)の財産を包括的に承継する者を相続人という。相続人には配偶相続人と血族相続人の別がある。配偶相続人は、被相続人との婚姻により取得した配偶者たる地位に基づいて相続権を有する者を指す。これに対して、血族相続人は被相続人との一定範囲の血族であることで相続権をもつ。

配偶者は相続人の中では特別扱いとなり、つねに第1順位の相続人となる(890条)。血族相続人は、第1順位に、子とその代襲相続人、再代襲相続人(887条)、第2順位に直系尊属(889条1項1号)、第3順位に、兄弟姉妹とその代襲相続人(同条1項1号・2項)という順位がある。子または代襲相続人という先順位の相続人がいるときは、後順位の直系尊属や兄弟姉妹が相続人となることはない。第1順位の子(代襲相続人)がいなかったときに、

第2順位の直系尊属が相続人となり、兄弟姉妹(代襲相続人)は直系尊属がいなかった場合にはじめて相続人となる。

血族相続人(1) 第1順位の子 (887条1項)。孫以下の直系単属は、1962(昭37)年の民法の一部改正により、子を代襲してのみ相続することになった。1947(昭22)年民法では第1順位の相続人を「直系単属」と規定していたため、孫は祖父母に対する固有の相続権をもつのか(本位相続)、子を代襲してのみ相続できるのか(代襲相続)で解釈上争いがあった。代襲相続であれば、孫は子の相続分を受け継ぐ株分となるが、もし、本位相続なら孫は均分の頭割りで相続することになり、結果は大きく違う。結果的に、1962年の改正で孫の固有の本位相続権は否定されることになった。

子が数人あれば同順位で相続する。子は、法律上の親子関係が存在すれば、実子でも養子でもよく、男女の別、既婚未婚を問わない。子には特別養子も含まれるが、実方とは断絶するため実方の相続はできない(817条の9)。また、被相続人の先妻の子でも後妻の子でもよく、嫡出子か、嫡出でない子かも問わない。父母が離婚しても再婚していても、被相続人の法律上の子であれば相続人となる。ただし、嫡出子と嫡出でない子とが相続人となる場合、嫡出でない子の法定相続分は嫡出子の2分の1とされていた(900条4号ただし書〔旧規定〕)。

Column ⑧ 嫡出でない子の相続分差別
これまで、嫡出子と嫡出でない子が相続人となる場合、嫡出でない子の法定相続分は嫡出子の2分の1とされていた(民法900条4号ただし書〔旧規定〕)。しかし、最高裁判平成25年9月4日決定(民集67巻6号1320頁)において、違憲判断が下され、